

栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県建設DX推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 人口減少、少子高齢化が進行する中、特に建設分野では人手不足への対応として働き方改革が喫緊の課題となっている。一方、建設事業者は激甚化・頻発化する災害からの即時復旧や社会資本の将来的な整備、維持管理に欠かせない「地域の守り手」としての重要な役割を担っている。

そこで、本事業は、建設事業者がICT活用工事、3次元点群測量、CIMを実施できる環境を整備することで、建設分野の生産性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建設関連事業者

建設会社、測量会社、建設コンサルタント会社、地質調査会社

(2) ICT活用工事

「栃木県県土整備部におけるICT活用工事实施要領」で定めのある、①3次元起工測量、②3次元設計データ、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の各施工プロセスにおいてICTを活用する工事をいう。

(3) ICT建設機械

マシンコントロール又はマシンガイダンス等の機能を備え、3次元設計データ等を活用した施工が可能な建設機械をいう。

(4) 3次元測量機器

UAV、3次元レーザースキャナ、自動追尾型トータルステーション、GNSS受信機その他これらに類する機器をいう。

(5) 3次元ソフトウェア

点群処理、出来形管理、設計・施工データ作成等、建設DXに資する3次元関連ソフトウェアをいう。

(申請期間)

第4条 本補助金の交付申請期間は、別に定める。

(補助対象事業者)

第5条 この要領による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 栃木県内に本社を置く建設関連事業者
- (2) 交付申請時において、栃木県建設工事等入札参加資格を有する者
- (3) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当せず、また、これらと密接な関係を有しない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助対象事業は、補助対象事業者が次の各号に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入する事業をいう。

- (1) ICT建設機械（従来建機への後付け機器も含む。）の導入
- (2) 3次元測量機器の導入
- (3) 3次元ソフトウェアの導入
- (4) 人材育成（上記機器等に係る知識・技能の習得を目的とする研修会への参加）

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、次による。

- (1) ICT建設機械、3次元測量機器、3次元ソフトウェアの購入、初期設定に要する経費
- (2) クラウドサービス型ソフトウェアであって、定額料金を支払うことにより機能又はサービスの提供を受けるものについては、最大1年分の費用が対象
- (3) ICT活用工事、3次元点群測量またはCIMに関する研修会への参加料

2 次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 機器等のリース及びレンタル料
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額

3 同一または同類の補助対象事業について、国等の他の補助金の交付決定を受けている場合は当該交付決定額を、交付申請中であり交付決定前である場合は当該申請額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業者あたり500万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を栃木県電子申請システムにより提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 導入する機器等の仕様が分かる資料(カタログ等)
- (5) 見積書の写し
- (6) 国等の他の補助金の交付決定を受けている場合は、当該交付決定通知及び交付申請書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項第6号について、他の補助金に交付申請をしている場合において、期日までに交付決定通知を受領することができない者は、当該補助金への交付申請書類をもって交付決定通知に代えることができる。この場合において、当該補助金の交付(不交付)決定を受けた際は、速やかに交付(不交付)決定通知の写しを提出しなければならない。

3 他の補助金の交付(不交付)決定により、第1項の申請書類に修正が必要な場合は、交付申請書修正届(様式第4号)を第10条の規定による交付決定前までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、募集期間内に提出のあった前条の申請に係る書類を審査し、補助事業者を選定することとする。

2 前項の審査は、原則として書面審査とするが、必要に応じてヒアリングを実施する。

3 知事は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第5号)により申請者に対して通知するものとする。

- 4 交付決定に当たっては、条件を付し、又は申請金額を減額して決定することができる。
- 5 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に対して通知するものとする。

（審査の基準）

第11条 予算額を超える申請があった場合は、次に掲げる基準により補助事業者を選定するものとする。なお、(1)の基準により選定を行い、同順位となる場合は(2)、(3)の順に基準を適用し、それでもなお同順位となる場合は、(4)の基準により選定する。

- (1) ICT活用工事、3次元点群測量業務、BIM/CIM適用業務（以下「ICT工事等」という。）の実績の少ない者
- (2) ICT工事等に資する機器等の保有台数が少ない者
- (3) ICT工事等に資する機器等の1人当たりの保有台数が少ない者
- (4) 交付申請日時の早い者

（補助金の交付の条件）

第12条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、その目的を達成するため、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

（交付決定後の公表）

第13条 知事は、補助事業者名等を県ホームページで公表する。

（事業の着手）

第14条 補助事業者は、原則として、第10条に規定する交付決定後に事業に着手しなければならない。

- 2 やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、事前着手承認申請書（様式第7号）を提出し、指示を受けること。

(事業の変更等)

第15条 補助事業者は、第10条の規定による交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第8号)により知事の承認を受けなければならない。

(事業の中止・廃止)

第16条 補助事業者は、第10条の規定による交付決定後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第9号)により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 契約書又は注文書の写し
- (2) 納品書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 財産管理台帳(様式第11号)
- (6) 補助事業の実施内容が分かる資料
 - ア 写真帳(機器等の全体及び詳細、型番、製造番号等を確認できるもの)
 - イ 仕様を確認できる資料
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限日は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日、または交付決定日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までとする。ただし、その日が県の休日に当たるときは、その翌日以降における最初の県の休日でない日を提出期限日とする。また、これによりがたい場合には、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により、当該事業内容が交付決定の内容に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に対して通知するものとする。

2 前項の審査は、原則として書面審査とするが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施する。

(補助金の支払い)

第19条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第13号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金交付請求書の提出期限日は、額の確定通知日の翌日から起算して14日を経過した日とする。ただし、その日が県の休日に当たるときは、その翌日以降における最初の県の休日でない日を提出期限日とする。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又は規則、要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

第21条 知事は、前条の規定による取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(加算金)

第22条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、加算金を納付すべき者について、やむを得ない事情があると認めるときは、当該加算金の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金)

第23条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しな

かったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第2項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

4 知事は、延滞金を納付すべき者について、やむを得ない事業があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿書類の作成等)

第24条 補助事業者は、補助金に関する収入及び支出の状況を明らかにした帳簿並びに全ての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保にしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により承認を受けた取得財産等(別に定める耐用年数を経過した取得財産等を除く。)の処分により収入があったときは、収入の全部又は一部を納付させることがある。

(機器等の耐用年数)

第26条 補助金により導入した機器等の耐用年数については、「所得税法または法人税法の減価償却資産の耐用年数を定める省令(昭和40年3月大蔵省令第15号)」に定めるとおりとする。

(補助事業完了後の報告等)

第27条 補助事業者は、補助金により導入した機器等の活用状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに関係資料を提出するものとする。

(その他)

第28条 補助事業者は、普及啓発活動（パンフレット等での事例紹介や現場見学会の開催等）について県から協力要請があった場合は、可能な範囲で応じるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8（2026）年4月15日から適用する。

2 この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 交付申請書

栃木県建設DX推進事業費補助金の交付を受けたいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

円（消費税等除く）

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 導入する機器等の仕様が分かる資料
- (4) 見積書の写し
- (5) 他の補助金の交付決定通知及び交付申請書の写し

3 連絡先

担当者名：
電話番号：
メールアドレス：

事業計画書

1 現状・課題、補助金を活用して達成したい目的

I C T等経験実績 (申請時点)	I C T活用工事 3次元点群測量業務 B I M / C I M設計業務	未経験・ 未経験・ 未経験・	回 回 回
I C T機器等保有状況 (申請時点)	(1) I C T建設機械 ・ I C Tバックホウ ・ I C Tブルドーザ ・ その他 ()		台 台 台
	(2) 3次元測量機器 ・ U A V (3次元測量) ・ U A V (その他) ・ 3次元レーザースキャナ ・ 自動追尾型トータルステーション ・ G N S S受信機 ・ その他 ()		台 台 台 台 台 台
	(3) 3次元ソフトウェア ・ 点群処理ソフト ・ 設計データ作成ソフト ・ 施工データ作成ソフト ・ 出来形管理ソフト ・ その他 ()		ライセンス ライセンス ライセンス ライセンス ライセンス
会社に所属する技術者の人数	人		

2 補助事業の内容

(1) 導入機器等

No	機器等の名称	機器等の仕様
1		
2		
3		

※カタログ等も提出してください。

(2) 機器等の導入経費予定

項 目	予算額	うち 補助対象経費	積算内訳
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (予算額)
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (予算額)
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (予算額)

※見積書も提出してください。

(3) 補助金申請額の計算（消費税等は含まない）

(A) 補助対象経費計	円
(B) 他の補助金の交付決定額 ※ 他の補助金との併用ありの場合 ※ 交付決定前の場合は交付申請額	円
(C) (A) - (B)	円
(D) (C) の2分の1相当額	円
(E) (D) の額から1,000円未満を切り捨てた額	円
補助申請額 (E) と補助上限額を比較して小さい方	円

(4) 事業の実施スケジュール（予定）

ア 機器等の購入に係る発注及び契約 令和 年 月 日頃
イ 機器等の納品日（補助事業完了日） 令和 年 月 日頃

(5) 機器等の具体的な活用機会

--

(6) 機器等の導入により期待される効果

--

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓約書

栃木県建設DX推進事業費補助金の申請にあたり、下記の事項を誓約いたします。

- 1 申請者は、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第5条に定める要件に該当していること
- 2 申請内容に虚偽事項がないこと
- 3 補助金の審査の結果、補助金の交付が認められなかった場合、または申請額に対して交付決定額が減額された場合であっても、一切の異議申立てを行わないこと

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 交付申請書修正届

令和 年 月 日に提出した標記補助金の交付申請書について下記のとおり修正したいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 修正内容

2 修正理由

（添付書類）

当該修正に係る書類

※ 例： 修正後の事業計画書（様式第2号）及び修正後の対象経費の算出根拠を証する書類、他の補助金の交付（不交付）決定通知の写し、修正後の事業内容の確認に必要な書類等

様式第5号（第10条関係）

栃木県指令技管第 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日に交付申請のあった栃木県建設DX推進事業費補助金については、
栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）第5条及び
栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）第10条規定に基づき、次の
条件を付して金 円を上限として交付します。

年 月 日

栃木県知事

（交付の条件）

規則、要領、その他この補助金に係る関係通知の規定に従うこと

様式第6号（第10条関係）

栃木県指令技管第 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日に交付申請のあった栃木県建設DX推進事業費補助金については、
下記のとおり不交付とします。

年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 事前着手承認申請書

栃木県建設DX推進事業費補助金について、下記のとおり交付決定前に着手したいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第14条の規定により申請します。

なお、本件について補助金の交付が認められなかった場合、または申請額に対して交付決定額が減額された場合であっても、一切の異議申立てを行いません。

記

1 着手（予定）年月日

2 事前着手の理由

--

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け技管第 号で交付決定を受けた栃木県建設DX推進事業について、下記のとおり変更したいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第 15 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

（添付書類）

当該変更に係る書類

※ 例： 変更後の事業計画書（様式第 2 号）及び変更後の対象経費の算出根拠を証する書類、変更後の事業内容の確認に必要な書類等

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け技管第 号で交付決定を受けた栃木県建設DX推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第16条の規定により申請します。

記

中止（廃止）理由

--

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け技管第 号で交付決定を受けた栃木県建設DX推進事業の実績について、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第 17 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の内容
(1) 導入機器等

No	機器等の名称	機器等の仕様
1		
2		
3		

(2) 機器等の導入経費

項 目	精算額	うち 補助対象経費	積算内訳
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (精算額)
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (精算額)
	円	円	(本体価格) + (消費税) = (精算額)

※納品書、請求書、領収書の写し等も提出してください。

(3) 補助金の額の計算 (消費税等は含まない)

(A) 補助対象経費計	円
(B) 他の補助金の交付決定額 ※ 他の補助金との併用ありの場合	円
(C) (A) - (B)	円
(D) (C) の2分の1相当額	円
(E) (D) の額から 1,000 円未満を切り捨てた額	円
補助申請額 (E) と補助上限額を比較して小さい方	円

(4) 事業の実施スケジュール

ア 機器等の購入に係る発注及び契約	令和	年	月	日
イ 機器等の納品	令和	年	月	日

(5) 機器等の具体的な活用機会

(6) 機器等の導入により期待される効果

2 添付書類

- (1) 契約書又は注文書の写し
- (2) 納品書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 財産管理台帳（様式第 11 号）
- (6) 補助事業の実施内容が分かる資料
 - ア 写真帳（機器等の全体及び詳細、型番、製造番号等を確認できるもの）
 - イ 仕様を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名: _____

番号	名称	規格・機種 型番・製造番号	数量	単位	取 得			処分制限期間		処分の状況			保管場所	備考
					単価 (単位:円)	取得金額 (単位:円)	年 月 日	耐用年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年 月 日		

(注) 1 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
 2 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること
 3 「処分の内容」の欄はプルダウンから選択すること
 4 「備考」の欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること
 5 この書式により難しい場合には、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 12 号（第 18 条関係）

栃木県指令技管第 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日に実績報告のあった栃木県建設DX推進事業費補助金については、次のとおり交付額が確定したので、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）第 16 条及び栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）第 18 条の規定により通知します。

年 月 日

栃木県知事

1 交付確定額 円

2 交付の条件

規則、要領、栃木県指令技管第 号交付決定通知、その他この補助金に係る関係通知の規定に従うこと

年 月 日

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

栃木県建設DX推進事業費補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け技管第 号で確定通知のあった標記補助金について、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第 19 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

口座 振替 払	金融機関名										
	店舗名	本店・支店・支所									
	預金種別	1 普通	・	2 当座	口座番号						
	カタカナ										
	口座名義										

責任者氏名 : _____

担当者氏名 : _____

連絡先 : _____

栃木県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

**栃木県建設DX推進事業費補助金
取得財産等処分承認申請書**

令和 年 月 日付け技管第 号で交付決定を受けた栃木県建設DX推進事業費補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、栃木県建設DX推進事業費補助金交付要領第 25 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 処分する財産等

2 財産等の取得年月日
年 月 日

3 処分の時期
年 月 日

4 処分の方法

- 有償貸付 無償貸付 有償譲渡 無償譲渡 交換 担保 廃棄
その他（具体的に)

5 処分の理由

備考 処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。